

# 山城國葛野・乙訓兩郡條里補考

東京大學 史料編纂所土地制度史研究會

條里の問題は、聚落形態の問題等と共に、諸學殊に地理學と歴史學とが共同提携して考究するのに最もよいテーマである。だからこの問題は、本居内遠<sup>(1)</sup>以來、黒川春村<sup>(2)</sup>、藤田明<sup>(3)</sup>、中川修一<sup>(4)</sup>、喜田貞吉<sup>(5)</sup>、福山敏男<sup>(6)</sup>、氏らの史學徒によつて究明せられると共に、堀田璋左右<sup>(7)</sup>、吉田敬市<sup>(8)</sup>、米倉二郎<sup>(9)</sup>氏らの地理學徒によつても大いに解明せられて來たのであるが、終戦以來、日本史研究會の藤岡謙二郎<sup>(10)</sup>、谷岡武雄<sup>(11)</sup>、日本地理學會の小堀巖<sup>(12)</sup>の諸氏の報告によつて再びその研究が活況を示してきつゝある。殊に山城盆地の條里は、山城農民が七世紀以來その上に複雑なる社會現象をくりひろげ

躍動した生の地盤としての生活空間たる性質が、今日も尙脈々として働きつゝあるのであるから、この解明はまことに重要であると言える。幸い山城盆地西北部に葛野、乙訓兩郡の條里については、福山<sup>(12)</sup>、吉田兩先輩によつて詳論せられていたのであるが、尙研究を加えるべき余地が多々あり、且つ兩氏共に引用せられない重要な資料として、久我文書、草島文書があるので、之を提示して問題解明の一助とした。

① 久我文書中にある條里資料

久我家文書（國學院大學圖書館寄託）整理番號「三四六」久我庄名田并散田等帳の末尾に「サシツ次第」として、第一圖の如き圖がある。

（第一圖 乙訓郡條里圖）

		船木里	西外里	
	久世里	笠鹿里 大ヤフ	石作里 ツキ山	
	牛牧里	川依里 大ヤフ	鎌田里 ツキ山	
	猪鹿里	室町里	鏡里	高橋里
蝦手里	弓絃羽里 カイテ井	村田里	久我里	木備田里
	復小田里	衾手里	掠下里	扇里
河原田里	小切里	苗生里	阿カ里 シミツ	姫野里
		水將里	羽水志里 フルカハ	
		津田里 ヒツメ		

（久我家文書三四六）

（原圖ハ南上位ナル北上位ニ提示ス）

る。然し逆に桂川筋を基準に西に進んでゐたのかも知れない」と、とかれたその至難の乙訓郡里名の復原に一大光明をあたえる点にある。吾々は久我家文書三四六、八〇〇番の應永三年檢注の大藪庄檢注帳及び久我庄檢注帳の坪付を準據として、①寺社、墓所の位置、②里名、③字名、④職別田名の遺存を現地踏査によつて確め、「サシ

困難をとかれ、わづかに九條弓絃羽里をたよりに、「弓絃羽里は今日の大原野村出友であらう。（弓絃羽里と出灰とが）若し同一の場所であるとすれば、里は此より東に十六、七個ならば、當時の桂川流域まで及んでゐたものと考えられ

この指圖次第の資料としての重要性は、吉田氏が里名の復原について、「條に比してその復原は一層困難である。

何となれば古文獻に現はれる里が總て固有名詞であり、然も今日その地名が失はれてゐるからである。」とその復原の

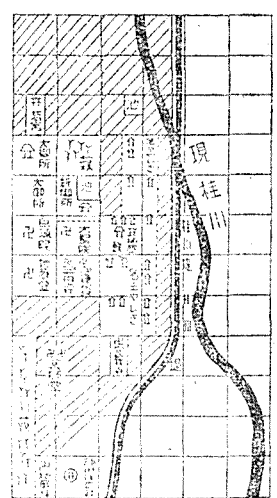
「サシツ次第」に明記された里名の復原を試みてみた。即ち①木下神社、鷺尾寺（久世村）は檢注帳の笠鹿里16坪17坪に、菱妻社、久我社、久我家墓地は檢注帳鏡里25坪32坪、久我里27坪に夫々明記されている。②久我村大字加々美・村田は

夫々鏡里・村田里の里名の遺存である。③高田、矢萩、山鹿、清目力本（以上久世村）、御墓山、堂坪、二ノ坪、三ノ坪、八ノ坪（以上久我村）は檢注帳の字名の遺存である。④藏約、修理職、神田、賀茂田、白樂田、佃（以上久世村）は雜役給田、修理職田、神田、賀茂神田、白井佃、佃の職別田名の遺存であることが分明となり、この笠鹿、久我、鏡の各里の位置を、現地圖上に復原して久我村大藪村の位置を確認し、まづ笠鹿、久我、鏡三里の位置を定め次いで他の九里の位置を定めた。その結果、吉田氏がその復原の基礎とされた弓絃羽里の位置に就いて、吾々は次の様な結論を見るにいたつた。「弓絃羽里を大原野村出灰に推定するのはあやまりである。弓絃羽里は、鶏冠井村の東方、現在の大字澤田、四ノ坪、八ノ坪、門戸、山科、澤東、小深田、石橋、上古、七反田、南七反田一帯の地であり、吉田氏が推定された條里によれば、條は同じり條である。」というのである。更に乙訓郡の東境については、前記檢注帳に高橋里、木備田里の桂川堤が明記されているので、それと現在の堤位置とを比較すると、殆々ど同位置にあることが分つ

山城國葛野乙訓兩郡條里補考

た。（第三圖桂川堤復原圖）これにより條里は、桂川の河形

第2圖 桂川堤復原圖



第二大

に左右されることなく桂川もふくめて區劃されたものであることが分つた。（尚西外里 石作里が紀伊郡の條里としてしかも13條西外里、12條石作里として古文獻に紀伊郡の條里名に見えている事と共に、この乙訓郡東境の問題は、紀伊郡の條里復原に一つの指示を與へるものである。）

以上によつて、吾々は吉田氏が、乙訓郡條里復原圖に示された105ヶ條里以外に、少くとも1里が桂川に沿うて追加せられねばならないことを確認したのである。その復原の困難を言はれた乙訓郡推定14ヶ里の中、29ヶ里はこうして

その位置を確定することができたのであり、鏡里、村田里のように里名の遺存が、決して失はれていない現在、古文獻に見える20数個の里も、更にその他の里も、小字名の調査、古文獻の蒐集等により、漸次復原されるものと信ずるのであり、決して至難の事ではないのである。その一例として次に革島文書の場合を示さう。

② 革島文書中にある條里資料

革島家文書（京都市川島町革島藤三郎氏所蔵）中に嘉曆二年二月日付の第三圖の如き條里圖がある。（第三圖嘉曆二年條里坪坪圖）

この嘉曆二年二月日の條里坪々圖の資料としての重要性は、吉田氏が指摘されている如く、「乙訓、葛野兩郡界なるものは條里實施當初の設定にしてそれ以前は乙訓郡は葛野郡に隸屬してゐたものであつて本郡名は、元弟國であつたが、條里實施頃にその兄國たる葛野郡より獨立して行政上一部となつたものと考へられる。こゝで乙訓郡條里と、北接する葛野郡條里との間に或る關係が織込まれてゐるやに思はれるが、葛野郡南部の條里復原が行はれてゐな

いので事情明かでない」と言はれたその葛野郡南部の條里（第三圖 嘉曆二年條里坪々圖）

第3圖 嘉曆二年條里坪々圖

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84
85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96
97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108
109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120
121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132
133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144
145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156
157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168
169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180
181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192
193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204
205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216
217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228
229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240
241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252
253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264
265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276
277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288
289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300

（大注）  
 1. 坪 2. 坪 3. 坪 4. 坪 5. 坪 6. 坪 7. 坪 8. 坪 9. 坪 10. 坪 11. 坪 12. 坪  
 13. 坪 14. 坪 15. 坪 16. 坪 17. 坪 18. 坪 19. 坪 20. 坪 21. 坪 22. 坪 23. 坪 24. 坪  
 25. 坪 26. 坪 27. 坪 28. 坪 29. 坪 30. 坪 31. 坪 32. 坪 33. 坪 34. 坪 35. 坪 36. 坪  
 37. 坪 38. 坪 39. 坪 40. 坪 41. 坪 42. 坪 43. 坪 44. 坪 45. 坪 46. 坪 47. 坪 48. 坪  
 49. 坪 50. 坪 51. 坪 52. 坪 53. 坪 54. 坪 55. 坪 56. 坪 57. 坪 58. 坪 59. 坪 60. 坪  
 61. 坪 62. 坪 63. 坪 64. 坪 65. 坪 66. 坪 67. 坪 68. 坪 69. 坪 70. 坪 71. 坪 72. 坪  
 73. 坪 74. 坪 75. 坪 76. 坪 77. 坪 78. 坪 79. 坪 80. 坪 81. 坪 82. 坪 83. 坪 84. 坪  
 85. 坪 86. 坪 87. 坪 88. 坪 89. 坪 90. 坪 91. 坪 92. 坪 93. 坪 94. 坪 95. 坪 96. 坪  
 97. 坪 98. 坪 99. 坪 100. 坪 101. 坪 102. 坪 103. 坪 104. 坪 105. 坪 106. 坪 107. 坪 108. 坪  
 109. 坪 110. 坪 111. 坪 112. 坪 113. 坪 114. 坪 115. 坪 116. 坪 117. 坪 118. 坪 119. 坪 120. 坪  
 121. 坪 122. 坪 123. 坪 124. 坪 125. 坪 126. 坪 127. 坪 128. 坪 129. 坪 130. 坪 131. 坪 132. 坪  
 133. 坪 134. 坪 135. 坪 136. 坪 137. 坪 138. 坪 139. 坪 140. 坪 141. 坪 142. 坪 143. 坪 144. 坪  
 145. 坪 146. 坪 147. 坪 148. 坪 149. 坪 150. 坪 151. 坪 152. 坪 153. 坪 154. 坪 155. 坪 156. 坪  
 157. 坪 158. 坪 159. 坪 160. 坪 161. 坪 162. 坪 163. 坪 164. 坪 165. 坪 166. 坪 167. 坪 168. 坪  
 169. 坪 170. 坪 171. 坪 172. 坪 173. 坪 174. 坪 175. 坪 176. 坪 177. 坪 178. 坪 179. 坪 180. 坪  
 181. 坪 182. 坪 183. 坪 184. 坪 185. 坪 186. 坪 187. 坪 188. 坪 189. 坪 190. 坪 191. 坪 192. 坪  
 193. 坪 194. 坪 195. 坪 196. 坪 197. 坪 198. 坪 199. 坪 200. 坪 201. 坪 202. 坪 203. 坪 204. 坪  
 205. 坪 206. 坪 207. 坪 208. 坪 209. 坪 210. 坪 211. 坪 212. 坪 213. 坪 214. 坪 215. 坪 216. 坪  
 217. 坪 218. 坪 219. 坪 220. 坪 221. 坪 222. 坪 223. 坪 224. 坪 225. 坪 226. 坪 227. 坪 228. 坪  
 229. 坪 230. 坪 231. 坪 232. 坪 233. 坪 234. 坪 235. 坪 236. 坪 237. 坪 238. 坪 239. 坪 240. 坪  
 241. 坪 242. 坪 243. 坪 244. 坪 245. 坪 246. 坪 247. 坪 248. 坪 249. 坪 250. 坪 251. 坪 252. 坪  
 253. 坪 254. 坪 255. 坪 256. 坪 257. 坪 258. 坪 259. 坪 260. 坪 261. 坪 262. 坪 263. 坪 264. 坪  
 265. 坪 266. 坪 267. 坪 268. 坪 269. 坪 270. 坪 271. 坪 272. 坪 273. 坪 274. 坪 275. 坪 276. 坪  
 277. 坪 278. 坪 279. 坪 280. 坪 281. 坪 282. 坪 283. 坪 284. 坪 285. 坪 286. 坪 287. 坪 288. 坪  
 289. 坪 290. 坪 291. 坪 292. 坪 293. 坪 294. 坪 295. 坪 296. 坪 297. 坪 298. 坪 299. 坪 300. 坪

復原に光明をあたる点である。福山氏もこの革島文書を引用されることなく重点を中、北部におかれたのであつた。吾々は、革島家の現屋敷地の形状と現地踏査とによつて、この葛野郡南部の四里の位置を、乙訓郡13條の北端と一坪も端数をみることなく連続せしめることができた。即ち嘉曆の坪々圖中「ムシナ里」31坪「御所カキ内」とある地点を現革島家屋敷地に推定することにより、19坪12坪

の南端を東西に走る大道はこれを山陰街道に、島田里、ヒメチ里西端に走る溝は、これを寺戸用水に推定することができ、更に植槻里30坪は、現川島三重町にその坪名の遺存を見る。かくて吉田氏が復原された乙訓郡13條の條里の北端は、この葛野郡の南端の里である植槻里、ヒメチ里に一坪一町のずれもなく接続するのである。次に宗廣里（或は智廣里とも見ゆ）であるが、之も吉田氏が氣付かれた如く「一見不思議と思はれるが、附近の葛野、乙訓兩郡境界を検するに、郡境は東部桂川流域より平垣部は一直線に東西劃するが、その中央部分（今問題となる部分）は郡界が南五町突出してゐる。現在この突出部は舊葛野郡（現京都市）であるが、條里施行當時は恐らく兩郡境界線は東西の一直線であつて而もこの突出部は乙訓郡に屬したものであろう」と看破された如く、この突出部の一見不思議の形狀こそが、宗廣里の問題であるのだ。吉田氏が地理學徒として説明せられた結論を、吾々はよりはつきりと社會經濟史學徒の問題として解くことができるのは、この宗廣里の問題である。

東文書の嘉祿二年（1226）の比丘尼覺寶の寄進狀には明

らかに乙訓郡智廣里とある本里が、それから凡そ八十年後の、革島文書中の延慶元年・二年（1308・09）の名主補任狀には葛野郡宗廣里とある。この謎を解くのは、革島家初代義季以來、近衛家領革島南庄に於ける相傳の下司家たる革島家の所領擴大史である。義季の頃、思はざる讒言に遇い、辛うじて近衛基通を頼つて革島南庄の近衛殿下屋敷に塾居し身をかくした革島氏が、その下屋敷を城屋敷として、西岡諸豪の筆頭として活躍するまでの營々の苦闘史の中にこの問題解決の鍵があるのである。即ち正和三（1313）年には、九代幸政は、革島南庄公田九町五反六十歩、同年貞米59石余を宰領する下司職であり、建武三年（1336）には、この半分を宛行はれて地頭職に補任され公方様御家人となり、以後、西岡における土豪革島の興隆の地盤を形成したのであるが、この條里圖が作られた嘉曆二年（1327）こそは、幸政の時代なのであり、彼の勢力が郡境を越えて、乙訓郡にまでのびていたのであり、その證據が「ムナヒロ里」12坪となつて表現せられていると言へよう。この場合、智廣里を植槻里の南に接続せしめる

考へ方と、ヒマチ里の南に接続せしめる考へ方と、他の葛野郡南端の里に接続せしめる考へ方と、未だ他資料による確實なる證據を吾々は持つていないのであるが、上述の理由からして吾々は、曾廣里を「ヒマチ里」の南に推定したのである。吾々の小字名の調査が完成し他史料の蒐集ができれば、この推論は恐らく實證されるであらう、さうすれば條里施行當時、割然と區別せられていた乙訓、葛野郡境が、中世土豪革島氏の勢力によつて、その境界が不明瞭となり、遂に葛野郡に編入せられたまゝ、近世を經過し一見不可思議な形狀を現代にまで残している意味を、はつきりとつかむことができる。かくて現川島六ノ坪町を曾廣里六坪の遺存と推定することもできるのである。かくて乙訓郡にまた一つの里が、その位置を與えられることになるのである。

以上、推論の域を脱しないものとなつて終つたのであるが、且つ例へば乙訓郡と葛野郡と何故坪竝の稱呼法がちがうのであるか、この坪竝の稱呼法と條理の稱呼法との關係はどうなのであるか、等々、問題は數多く残るのであるが、

今はこの久我、革島文書中の條里關係史料の早急の紹介が必要であると思つたまゝに、資料紹介としてのべて來たのである。同學の友の叱正を願うのみである。尙最後に追記して置きたい事は、紀伊、乙訓、葛野の三郡の條里は一体のものとして考究すべきであると言ふ点である。

- |                  |    |    |    |         |                          |                            |                            |                               |                         |                                 |                                     |                             |                           |                          |             |
|------------------|----|----|----|---------|--------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------------------------|-------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|---------------------------|--------------------------|-------------|
| 16               | 15 | 14 | 13 | 12      | 11                       | 10                         | 9                          | 8                             | 7                       | 6                               | 5                                   | 4                           | 3                         | 2                        | 1           |
| 革島傳記、革島傳記聲書、革島系圖 | ク  | ク  | ク  | 吉田氏前提論文 | 小堀 巖 六連合第一大會 條里制施行の地理的基礎 | 藤岡、谷岡 日本史研究 7 號山城盆地南部景觀の變遷 | 米倉 二郎 地理論叢第 1 號農村計畫としての條里制 | 吉田 敏市 紀元二六〇〇年記念史學論文集 山城乙訓郡の條里 | 堀田隆右 史學雜誌 12 V 11 號條里の制 | 福山 敏男 歷史地理 71 V 4 號山城國葛野郡條里について | 喜田 貞吉 して太秦廣隆寺の舊地に及ぶ 歷史地理 25 V 1 2 號 | 中川 修一 歷史地理 23 V 6 號 山城南部の條里 | 藤田 明 歷史地理 5 V 3 號 山城南部の條里 | 黒川 春村 歷史地理 3 V 8 號 山科條里圖 | 本居 内遠 條里圖概考 |

本研究は東大史料編纂所に於て久我文書の整理中、偶々乙訓郡の條里圖を發見せられ、杉山博氏等によつて現地調査を行う等鋭意研究中であつた。右條里圖は圖に示す如く二十九の條里の里名が記載され、舊來不明とされてゐた点につき明答を與へる貴重なる資料である。更に今夏史料編纂官菅月圭吾氏他數名

の研究員によつて再度の現地調査、史料の蒐集に没頭せられたが、革島文書の條里圖を調査されるに及び過去の葛野、乙訓兩郡界が明瞭となつた。今回杉山氏より研究の一端を寄せられたので乞うて史林に掲載し、學界に紹介せんとするものである。  
昭和二十三年十月 吉田敬市記

米倉二郎著、聚落の歴史地理。

人文地理學殊に歴史地理學の分野に於て今日最も研究が進み業績の著しいと認められるものは聚落に關するそれであるが、この成果をもたらした代表的な研究者の一人が米倉二郎氏であつたことは廣く隣接諸科學の學者によつても認められてゐる所である。新著「聚落の歴史地理」は過去に於ける同氏の業績を一應まとめることによつて日本に於ける聚落の發達過程を概觀し、更には將來の國土計畫に資することあらんと期すると共に、また新教育制度に於て劃期的に比重の増加した社會科の人文地理の聚落の學習に當つて、教授及び研究の手引きとなるように諸先學の業績をも參照して新しき書き改められたものである。

内容は太古、古代、中世、近世及び現代に成立した夫々の聚落（村落と條坊制施行以後の都市）のもつ特色を地割、道路、溝渠等の如く現在なほ殘存する景觀、遺構と古文書を利用し、最も典型的な二、三の例を擧げて解明した概説に、「筑後川下流平野の

開發」と「中國地方計畫の基礎的考察」の二編を閉じたものである。全項目中の重心をなすものは勿論著者の業績の最もあげられた條里制村落、國府、莊園村落の部分と筑後川下流平野の開發とであらうと思はれる。條里制村落に關しては著者從來の立論が要約して述べられて居り、今日よりするならば或は承服しがたい疑点を見出されるではあらうが、なほ古代聚落に關する諸研究の出發点として示唆する所多きを感ぜしめる。  
又莊園時代の村落に關しても發生前、成熟期、崩壞期の三段階に分つて概説的に叙述された後に伯耆國と尾張國の莊園につき具體的例示がなされている如く、總体的に見て限られた頁數にも拘らず實に要領を得た概觀が行はれていと言へよう。従つて日本聚落地理學研究史上における一里塚として單に社會科用參考書たるに止まらず、廣く聚落の歴史地理に關心をもつ人々にとつてまさに好適の入門書と云ふべきであらう。（帝國書院、百八十圓。）

（河野）